

著作権関連規程

第1条（目的）

本規程は、日本感情心理学会（以下、本学会という）が編集する、感情心理学研究（以下、本誌という）の編集著作権及び著作権の帰属、ならびに著作権の使用などについて規定することを目的とする。

第2条（著作物）

ここでいう著作物とは、主に以下のようなものをいう。

1. 本誌に掲載された各種論文（原著・短報・展望・資料など）。
2. 本誌電子版に掲載された各種論文（原著・短報・展望・資料など）。
3. ビデオテープ、オーディオテープ、CD、DVD など、各種記録媒体に記録、表現されたもの（各種論文に係る音声データ、映像データ、各種映像記録資料など）。
4. 本誌のウェブ・サイトからリンクされているもの（各種論文に係る電子音声データ、電子映像データ、各種電子映像記録資料など）。

第3条（著作権の帰属）

1. 本誌に掲載が許可された個々の論文等の著作権は、本学会に著者から著作権譲渡書が到着した時点から、原則として本学会に帰属する。
2. 特別の理由により、著作権の本学会への帰属が困難な場合には、本学会編集委員会の議決を経て、例外措置とすることができる。
3. 著作権譲渡書の様式に関しては、別に定める。

第4条（著作者の権利）

1. 本学会が著作権を有する個々の論文等を、著作者自身がこの規程に従って利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。
2. 著作者が論文等の著作物を利用しようとする場合、利用された複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。
3. 著作者は、著作権が学会に帰属する論文等の著作物を、自ら利用することができる。ただし、学会が編集し、発行した著作物をそのまま複写・複製して利用することはできない（著作者が提供した文章、図表、写真等は自ら利用できるが、学会が編集し、公開したものを、そのまま複写利用することはできない）。
4. 本学会が査読の上、本誌への掲載を決定して最終原稿を受領した論文及び学会誌記事等については、著作者は他の学会に投稿することはできない。ただし、第5条に定めるセルフアーカイブその他本学会が認める公開を妨げない。
5. 著作者が論文等の著作物を公開又は利用するにあたり、法令、倫理、研究協力者の同意、契約、第三者の権利保護等により公開が不適切な情報（個人情報を含む）又は第三者著作物を含む場合には、削除、匿名化、制限公開等の適切な措置を講ずること。

第 5 条 (セルフアーカイブ)

著者は、セルフアーカイブ (グリーンオープンアクセス) として、本誌への掲載が決定した論文の著者最終稿 (査読及びそれを受けた改訂を経て受理された著者最終稿であり、以下「最終原稿」という) を、機関リポジトリ等の公的なオンラインリポジトリ又は自身のホームページ等の営利を目的としないウェブ・サイトから公開することができる。なお、「最終原稿」は本学会が編集しJ-STAGEに公開した最終掲載版ではない。本誌は、出版と同時にセルフアーカイブを行うことを許容する。

ただし、(1) 公開にあたっては、出典 (誌名、巻号頁、発行年) を明記し、掲載前でDOI又はJ-STAGE掲載先URLが未付与の場合には、当該情報が未確定である旨を付記した上で、本学会の該当論文掲載予定を示すURLその他の参照情報 (掲載予定号等) を可能な範囲で記載すること。また、DOI又はJ-STAGE掲載先URLが付与され次第、遅滞なくこれを追記し、「本稿は著者最終稿であり、最終掲載版ではない」旨を表示すること。(2) 本学会が編集し公開した最終掲載版をそのまま複写・複製して公開しないこと。(3) 第4条第5項に定めるところにより、削除、匿名化、制限公開等の適切な措置を講ずること。

第 6 条 (著作権者の責任)

本誌に掲載された論文等の著作物の内容については、当該著作権者が責任を負うものとする。本誌への掲載後、著作物の内容において誤りが指摘された場合は、本学会で内容を協議する。その結果、客観的に誤りであると認められた場合は、本学会は速やかにその旨を著者に連絡し、訂正記事の執筆を求めることとする。

第 7 条 (第三者への許諾)

第三者から本誌の複製・転載に関する許諾の要請があり、本学会が必要と認めた場合は、これを許諾することができる。この措置によって対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れる。

第 8 条 (著作権の侵害と紛争の処理)

本誌に対して第三者による著作権侵害があった場合、本学会が対応について解決を図ることとする。なお、本誌が第三者の著作権侵害、名誉毀損、またはその他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合は、著作者が一切の責任を負うものとする。

第 9 条 (改廃)

本規程の改廃は、編集委員会の議を経て決定し、常任理事会の承認を得るものとする。

付則

1. 本規程は、2008 年 5 月 17 日から施行する。
2. 本規程は、2026 年 2 月 7 日から施行する。